

栃木県技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種別の人数・平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

区 分	栃木県技能労務職員 ※1				民間企業従業員 ※6	
	人 数	平均年齢	平均給料月額 ※3	平均給与月額 ※4	平均年齢	平均給与月額 ※7
技能労務職員	519人	45.8歳	325,714円	370,962円	—	—
うち調理員	5人	50.8歳	346,095円	374,896円	44.3歳	259,800円
うち用務員 ※2	356人	45.2歳	317,060円	360,837円	53.9歳 ※8	227,200円
うち電話交換手	9人	55.8歳	393,811円	437,738円	46.9歳	231,900円
うち自動車運転手	146人	46.5歳	341,503円	390,810円	39.7歳	333,200円
うち守衛 ※5	2人	*	*	*	49.5歳	356,100円
うち汽罐操作手 ※5	1人	*	*	*	49.4歳 ※8	288,000円

- ※1 栃木県技能労務職員のデータは、平成19年地方公務員給与実態調査によるものです（学校及び警察を含む）。
 ※2 栃木県技能労務職員の「用務員」には、学校の公仕のほか、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業試験場等の農作業）、畜産労務（酪農試験場、畜産試験場の飼養管理業務）等に従事する職員を含みます。
 ※3 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 ※4 「平均給与月額」とは、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月毎に支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額です。
 ※5 個人情報保護の観点から、栃木県技能労務職員の守衛（2人）・汽罐操作手（1人）の平均年齢・平均給料月額及び平均給与月額の欄をアスタリスク（*）で表示しています。
 ※6 民間企業従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16年～平成18年（電話交換手は平成14年～16年）の各年6月の平均です。
 ※7 「平均給与月額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」です。
 ※8 都道府県別のデータが公表されていない用務員及び汽罐操作手（ボイラー工）は、全国計のデータです。
 ※ 栃木県技能労務職員と民間企業従業員とは、年齢構成、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種別、年齢階層別の人数・平均給与月額（平成19年4月1日現在）

単位：人、円

区 分	年 齢	30歳未満	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	計
		35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満			
栃木県		10	61	66	110	89	83	71	29	519
技能労務職員		227,062	281,096	330,208	361,783	388,254	410,714	433,835	416,408	370,962
うち			1		1			2	1	5
調理員			*		*			*	*	374,896
うち		10	57	47	62	53	57	48	22	356
用務員		227,062	279,688	318,694	355,223	375,433	405,004	424,902	448,381	360,837
うち							3	6		9
電話交換手							436,434	438,390		437,738
うち			3	19	47	36	22	15	4	146
自動車運転手			317,353	358,690	369,803	407,129	421,354	463,700	257,095	390,810
うち									2	2
守 衛									*	*
うち							1			1
汽罐操作手							*			*

- ※ 上記は、(1)のデータを職種別、年齢階層別に人数及び平均給与月額を示したものです。
 ※ 各職種の上段は人数、下段は平均給与月額です。
 ※ 個人情報保護の観点から、人数が2人以下の平均給与月額はアスタリスク（*）で表示しています。
 ※ 自動車運転手の「60歳以上」の4人は、再任用職員です。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

別添1のとおりです。

イ 特殊勤務手当（平成20年4月1日～）

支給対象職員	手当の額
塩那道路の各基点から行程25km（供用開始区間を除く。）以上の 運転業務に従事する職員	1 12月から翌年4月までの間 従事した日1日につき 660円
	2 上記以外 従事した日1日につき 280円
夜間（日没時から日の出時までの間をいう。）、早朝（午前8時30 分前をいう。）又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下におい て、除雪用の大型特殊自動車を操作して道路の除雪作業に従事す る職員（1時間以上従事したときに限る。）	1 定期運行バスの確保等地域 住民の生活安定のため緊急に 行う道路の除雪作業 従事した日1日につき 940円
	2 上記以外 従事した日1日につき 710円

ウ 昇給基準

毎年4月1日（以下「基準日」という。）に基準日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給
します。その際の号給数は次のとおりです。

区 分	昇 給 号 給 数	
	右記以外の職員	昇給抑制職員 ※1
勤務成績が特に良好である職員	5号給以上	3号給以上
勤務成績が良好である職員	4号給	2号給
勤務成績が良好であると認められない職員	3号給以下	1号給以下

※1 昇給抑制職員とは、基準日に55歳（自動車運転手、汽罐操作手及び電話交換手以外の職員にあっては
58歳）を超える職員です。

※ 平成19年4月1日から平成21年4月1日までは上記号給数から1を減じた号給数です。

2 基本的な考え方

本県では、これまで、一般行政職の給与に関する人事委員会の勧告や国及び他の都道府県の技能労務職員の給与を参考にして給与決定を行うとともに、退職手当や特殊勤務手当の見直しを行うなど、その適正化に努めてきたところです。

今般、同種の民間事業の従事者の給与を本県技能労務職員の給与に反映させるための基礎資料として、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータをもとに民間企業従業員の平均給与月額との比較を行ったところ、「1現状」のとおりであり、本県技能労務職員の給与水準が民間企業従業員の給与水準よりも高い印象を与える結果となりましたが、本県技能労務職員と民間企業従業員とでは年齢構成、勤続年数、業務内容や雇用形態等の点においてすべてが一致しているものではないことから、今後、さらに精査していく必要があります。

これらを踏まえ、本県技能労務職員の給与については、引き続き、県民の理解と納得が得られるよう、地方公営企業法第38条に基づき、類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮して定めることを基本として、改めて総合的な点検を実施し、さらなる見直しを進めることとします。

※ 地方公営企業法等、関係法令は別添2のとおりです。

3 具体的な取組内容

基本的な考え方を踏まえ、見直しに向けた具体的な取組内容について平成20年中に検討します。

4 その他

技能労務職員の給与の見直しに当たっては、社会経済情勢の変化に伴う行政ニーズや民間等との役割分担等を検証しながら、現業業務の内容や執行体制等、そのあり方を幅広く検討していきます。

これらの検討を踏まえ、原則として退職不補充の方針の下、民間委託の推進や職種転換の実施などにより、職員数の削減を含め、現業業務全体の見直しを進めていきます。

別添 1

技能労務職給料表

(平成19年4月1日適用)

職 分 員 区	職 の 号	職 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	特1	129,200	—	—	—
	下特2	130,200	—	—	—
	下特3	131,200	—	—	—
	下特4	132,300	—	—	—
	下特5	133,100	—	—	—
	下特6	133,700	—	—	—
	下特7	134,300	—	—	—
	下特8	134,900	—	—	—
	1	135,600	185,800	222,900	262,300
	2	136,700	187,600	224,800	264,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500
	4	139,000	191,200	228,500	268,600
	5	140,100	192,800	230,200	270,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,900
	8	143,400	198,200	235,800	277,000
	9	144,500	200,000	237,700	279,100
	10	145,900	201,800	239,600	281,200
	11	147,200	203,600	241,500	283,300
	12	148,500	205,400	243,400	285,400
	13	149,800	207,000	245,300	287,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600
	15	152,800	210,800	249,000	291,700
	16	154,400	212,700	250,800	293,800
	17	155,700	214,600	252,600	295,900
	18	157,200	216,500	254,600	298,000
	19	158,700	218,400	256,600	300,100
	20	160,200	220,300	258,600	302,200
	21	161,600	222,000	260,500	304,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400
	23	166,900	225,800	264,300	308,500
	24	169,500	227,700	266,200	310,600
	25	172,200	229,500	268,200	312,600
	26	173,900	231,300	270,100	314,700
	27	175,600	233,100	272,000	316,800
	28	177,300	234,900	273,900	318,900
	29	178,800	236,500	275,800	320,900
	30	180,600	238,000	277,700	323,000
	31	182,400	239,500	279,600	325,100
	32	184,200	241,000	281,500	327,200
	33	185,800	242,500	283,200	329,100
	34	187,300	244,000	285,100	331,200
	35	188,800	245,500	287,000	333,300
	36	190,300	247,100	288,900	335,400
	37	191,600	248,400	290,600	337,300
	38	192,900	250,000	292,400	339,300
	39	194,200	251,600	294,200	341,300
	40	195,500	253,200	296,000	343,300
	41	196,900	254,600	297,900	345,200
	42	198,200	256,000	299,600	347,100
	43	199,500	257,400	301,300	349,000
	44	200,800	258,800	303,000	350,900
	45	202,000	260,100	304,700	352,800
	46	203,300	261,500	306,400	354,700
	47	204,600	262,900	308,100	356,600
	48	206,900	264,300	309,800	357,600
	49	207,100	265,600	311,300	359,300
	50	208,200	266,900	312,900	360,500
	51	209,300	268,200	314,500	361,700
	52	210,400	269,500	316,100	362,900
	53	211,600	270,600	317,800	363,900
	54	212,600	271,900	319,400	365,000
	55	213,600	273,200	321,000	366,100
	56	214,600	274,500	322,600	367,200

57	215,600	275,700	324,100	368,100	
58	216,600	276,800	325,300	368,800	
59	217,600	277,900	326,500	369,500	
60	218,600	279,000	327,700	370,200	
61	219,600	280,200	328,800	370,800	
62	220,600	281,200	329,800	371,500	
63	221,600	282,200	330,800	372,200	
64	222,600	283,200	331,800	372,900	
65	223,400	284,200	332,700	373,400	
66	224,400	285,100	333,500	374,100	
67	225,400	286,000	334,300	374,800	
68	226,500	286,900	335,100	375,500	
69	227,300	287,900	336,000	376,000	
70	228,100	288,700	336,700	376,700	
71	228,900	289,500	337,400	377,400	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	
73	230,500	291,100	338,600	378,600	
74	231,200	291,600	339,200	379,300	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	
76	232,600	292,600	340,400	380,700	
77	233,400	293,000	340,800	381,200	
78	234,200	293,400	341,300	381,800	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	
86	240,100	296,400	345,300	386,800	
87	240,800	296,800	345,800	387,400	
88	241,500	297,200	346,300	388,000	
89	242,300	297,500	346,700	388,700	
90	242,900	297,900	347,200	389,300	
91	243,300	298,300	347,700	389,900	
92	243,800	298,700	348,200	390,500	
93	244,100	298,900	348,500	391,200	
94		299,300	349,000		
95		299,700	349,500		
96		300,100	350,000		
97		300,300	350,300		
98		300,700	350,800		
99		301,100	351,300		
100		301,500	351,800		
101		301,700	352,100		
102		302,100	352,500		
103		302,500	352,900		
104		302,900	353,300		
105		303,100	353,800		
106		303,500	354,200		
107		303,900	354,600		
108		304,300	355,000		
109		304,500	355,500		
110		304,900	355,900		
111		305,300	356,300		
112		305,700	356,700		
113		305,900	357,200		
114		306,300			
115		306,700			
116		307,100			
117		307,300			
118		307,600			
119		307,900			
120		308,200			
121		308,600			
122		308,900			
123		309,200			
124		309,500			
125		309,900			
再任用 職員		186,800	214,600	243,500	279,400

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） [抜粋]
（特例）

第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）の教職員（同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号） [抜粋]
附則

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）及び地方公営企業法第三十七条から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号） [抜粋]
（給与）

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。